

# 京田辺市立田辺小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに【「いじめ問題に対する基本的姿勢」(理念)】

京田辺市立田辺小学校は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の趣旨を踏まえ、すべての子どもが安心して学び、心豊かに成長できる学校をつくることを理念としています。

京田辺市教育委員会では、いじめは重大な人権問題であり、「どの子にも、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、市全体でいじめを許さない環境づくりを進めています。本校もこの方針を受け、いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応を行うための「京田辺市立田辺小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

さらに本校では、「誰一人として、加害者にも被害者にもさせない」という強い決意を理念の中心に据えています。いじめは子どもたちの心と体に深い傷を残し、学ぶ権利を奪う重大な問題であり、決して見過ごすことはできません。

この理念を実現するためには、子どもたち自身はもちろん、保護者の皆様、地域の皆様、そして学校が力を合わせ、いじめについて正しく理解し、日々の生活の中で子どもたちを見守り、支えていくことが欠かせません。

田辺小学校は、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを支えることで、「ここにいてよかった」と思える、安全で温かい学校づくりを進めていきます。

# 1 いじめ問題とは何か

## (1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## (2) いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学級、どの学校にも起こり得る」問題であり、決して許されるものではない。いじめは、いじめられる側の人間としての存在を否定する重大な人権に関わる問題である。

(ア)弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないと強い認識を持つ。

(イ)いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行う。

(ウ)いじめの問題は、学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である。

(エ)いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりを有している。

(オ)家庭・学校・地域社会における関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

## (3) いじめの特徴

(ア)いじめの動機が感性的なものであることが多い。

(イ)いじめることが遊び半分に行われ、加害者に後ろめたさや罪の意識が低い。

(ウ)方法・手段が巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず行われることがある。

(エ)保護者や教師に見えにくく、事態が深刻化することがある。

(オ)集団で行われ、それを見ている周囲の児童が加勢したり傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化することがある。

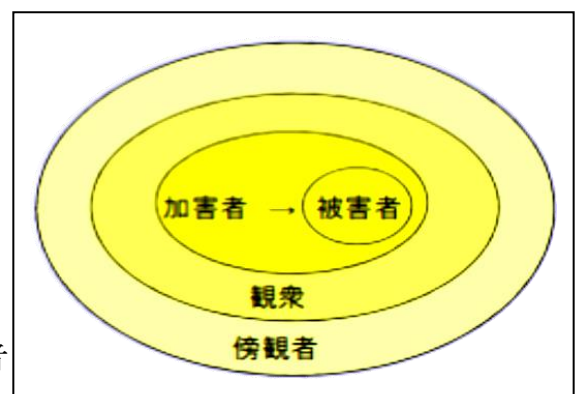
(カ)いじめる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感から、いじめる場合がある。

(キ)いじめがインターネットを通じて行われることがある。

## (4) いじめの構造

いじめは一見、いじめる者（加害者）といじめられる者（被害者）との対立構造に見えるが、この両者以外にそれをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や黙認している「傍観者」という集団が存在し、四層構造となっている。これは、観衆や傍観者も制止力とならない限り、ますます被害者を孤立化させていくという問題をはらむ構造となっている。

また、この構造は固定化されたものではなく、四者の立場が流動することもある。



## (5) いじめの様態

- (ア)冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる。
- (イ)脅し文句を言われる。
- (ウ)仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (エ)パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (オ)遊ぶふりをして、暴力行為（叩かれたり、殴られたり）をされる。
- (カ)金品をたかられる。
- (キ)持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (ク)嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 等

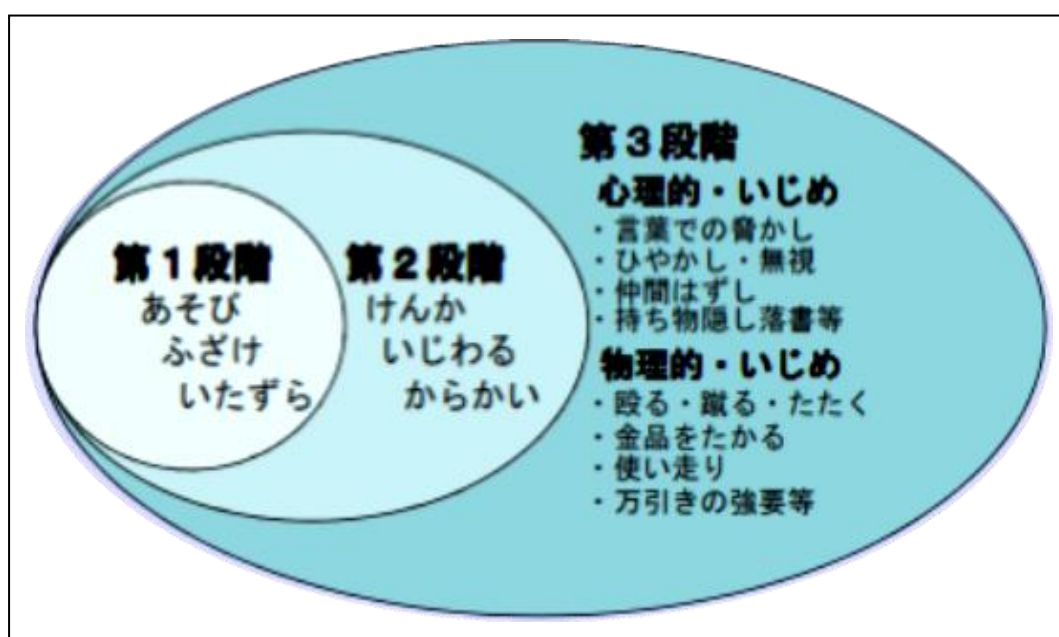
## (6) いじめの進行

一見仲良く見えているグループ内でもいじめは起こりうる。日ごろから、児童間の関係性を充分観察・把握していることが重要となる。いじめ問題は次のようなプロセスで進行する。

(ア)初期においては、当初、児童は遊びや生活の中で、相互にふざけあったり、じゃれあったり、いさかいがあったりといった対等・平等の関係から、次第に、立場の入れ替えをしながら、ふざけやからかわれる者が固定化し、支配・服従の関係ができてくる。

(イ)中期においては、被害・加害者双方が周囲の反応や動向を気にしながら、加害者は仲間にいじめを示唆、命令する。また、いじめの隠蔽をしたりする。被害者は友だち等の傍観的な態度を見て、いじめの訴えを諦めていく。ふざけやからかいが一層激しくなり、暴力行為が見られるようになる。

(ウ)後期においては、暴力行為の他に、金品をたかる、使い走り、万引きの強要等、ますます激しくなる。被害者は、心理的にも追い詰められ、耐えきれず「自殺や不登校、転校」等を考えるようになる。



## 2 学校における取組

### (1) いじめを許さない学校・学級経営

(ア) 学校いじめ防止基本方針を策定する。

(イ) 校内いじめ対策委員会の設置

構成員は、校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、特別支援教育部主任、教育相談部主任、就学相談委員会主任、その他必要に応じて関係職員や専門家を加える。

「校内いじめ対策委員会」は、校内支援委員会を毎月1回、開催することを基本とする。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。

「校内いじめ対策委員会」では、次のことを行う。

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ 関係機関、専門機関との連携
  - ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）
- ④ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑤ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- ⑥ 重大事態が疑われる事案が発生したときにその原因がいじめにあるかどうかの判定
- ⑦ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ⑧ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- ⑨ その他必要な事項

(ウ) いじめの未然防止

いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした学校・学級経営に努める。また、いじめ問題は、ケースによっては犯罪行為となる場合もあることを認識し、解決に向けて毅然とした態度で臨むことが必要である。

- ① いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に学校全体で対応する。
- ② 日常の教育活動等を通じ、コミュニケーションを大切に児童の理解に努め、深い信頼関係を築く。
- ③ 揺るぎない善悪判断の基準、確固たる社会規範のもと、正義の行き渡る集団を形成していく。
- ④ 児童の相談事や悩み事はいつでも聴く姿勢を示し、どんな些細なことでも気軽に相談でき、受け止める環境を構築する。
- ⑤ いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての教職員間の共通理解を図る。
- ⑥ 人権侵害を見抜く力や児童が発しているサインを見逃さない鋭い人権感覚を持って、学校・学級経営に当たる。
- ⑦ 学校生活や教育活動において児童が、成就感、達成感、満足感を持てるよう、取組内容を充実させる。
- ⑧ 教職員の資質能力の向上、人権意識の高揚を図る校内研修等の取組を推進する。
- ⑨ いじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、地域住民の理解と信頼を構築するよう努力する。

## (エ) 適切な教育指導

いじめは人権問題であり人間として絶対許されない行為という強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした教育指導を進める。

- ① 個を大切にし、お互いを思いやり、尊重し、自分や人の生命や人権を大切にする指導等の更なる充実を図る。
- ② はやし立てたり傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されない行為であることの認識を徹底する。
- ③ いじめを大人に伝えることは、いじめ防止につながる行為であるという認識を徹底する。
- ④ それぞれの指導・活動場面において、いじめに係わる問題に関する指導を徹底する。
- ⑤ 児童への幅広い生活体験や社会性のかん養、豊かな情操を培う活動を積極的に推進する。
- ⑥ 児童への教職員の言動及び対応にかかわっては、当該児童を傷つけたり、他児童によるいじめを助長したりすることのないように細心の注意を払う。
- ⑦ 思いやりの心を育て、自分や人の生命や人権を大切にする道徳教育や心の教育を充実させる。
- ⑧ 児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を設ける。
- ⑨ 特別活動・学校行事、部活動等を通して好ましい人間関係の構築、学級の連帯感の高揚を図る。

## (オ) 家庭・地域社会との連携

家庭・地域社会との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。また、地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育み、子どもたちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。

- ① いじめへの対処方針、指導計画等の情報は日頃から積極的に公表し、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者等の理解や緊密な連携協力を図る。
- ② いじめの問題は大小に関わらず、学校のみで解決してはならない。速やかに保護者及び教育委員会に報告し、相互に情報交換し、適切な連携を図る。
- ③ いじめに関して寄せられる情報に対し誠意ある対応に心がけ、保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。
- ④ 日ごろから、児童の様子等について情報を交流する等、家庭との連絡、連携を図る。
- ⑤ 学校と保護者や地域代表との意見交換の機会の設定、PTAと学校との連絡協議の場を確保する。
- ⑥ 学習会・研修会等で、いじめに関する理解を深め、「いじめは重大な人権侵害である」という認識に立ってもらおう。
- ⑦ 親子の共同体験の機会や、父親の家庭教育への参加など家庭の教育機能の充実が図れるよう支援していく。
- ⑧ リーフレットを配布したりキャンペーンを張ったりする等、いじめ防止啓発活動に取り組み、保護者に対し、いじめ問題の理解を促すべく広く知らしめていく。

## (2) 早期発見

### (ア) 早期発見

日常の教育活動・学校生活等において人間的な関わりを通し、個々の児童の良さを見つけ、認め、伸ばすことを大切にし、児童との深い信頼関係を築く。

#### ① いじめ認知における感覚

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事象の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

#### ② 鋭い人権意識を持って、日常的な行動観察を行う。

- ・教師は気づきの力を磨くととともに、日ごろから、児童の生活実態の把握に努め、チェックリストなども活用し、児童が発する危険信号を見逃さない。
- ・児童の仲間意識や人間関係の変化に注意し、種々の問題行動の奥にいじめが潜んでいないか留意する。(訴えの強弱や主張の隔たりに左右されず客観的に対応する。)
- ・いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを十分に認識するほか、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する。

#### ③ 生活ノートや日記等を活用する。

児童の生活ノートや日記により、児童の生活状況や気持ちの理解に努める。

#### ④ アンケート・生活実態調査、個人懇談等を実施する。

定期的な実施により、個々の悩みや困っていること等の実態把握に努め、問題を発見したときには、いち早く対応する。

#### ⑤ 教育相談機能を充実する。

学校内の専門家(養護教諭、スクールカウンセラー等)との連携及び学校等による相談機能を充実させ、児童の悩み並びに保護者の悩みを積極的に受け止める体制を整える。児童はいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして、一方では、「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分に認識して、児童の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。

#### ⑥ 子ども、保護者、地域からの訴えを謙虚に受け止める。

#### ⑦ 児童に関しての情報交換を日常的に行う。

## (イ) 早期対応

- ①校長のリーダーシップのもと、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、いかなる時も教職員は、一人で抱え込むことなく、校内いじめ対策委員会を中心に、学校全体で組織的に対応する。
- ②事実関係の把握は、複数の者で正確かつ迅速に行う。
- ③事実関係の聴き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
- ④聴取や把握の内容、対応の経過等の記録をとり、教育委員会への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。
- ⑤保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- ⑥保護者からの訴えを受けた場合、まずは謙虚に耳を傾ける。
- ⑦いじめ事象が発覚した際には、個人情報の取扱い等に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすよう対応する。

## (ウ) 評価改善

いじめ防止に係る取組のさらなる改善を図るため、学校評価の項目にいじめ防止のための取組を位置づける。

- ① 学校基本方針に基づくいじめの防止等のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ② 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知徹底する。

## (エ) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大等により、感染者及び濃厚接触者並びに医療従事者の家族等に対する差別・偏見・誹謗中傷等のいじめが発生することを防ぐため、感染症に対する正しい知識を持つことや人権を尊重する態度の育成に係る指導の充実を図る。

### (3) いじめへの具体的対応

#### (ア) いじめ被害者への対応

本人との信頼関係を構築することが基本

- ① 安全確保、訴えへの傾聴、全力で守り通す姿勢で対応し安心感を与える。(心のケア、親身な対応、秘密厳守)
- ② いじめが解決したと見られる場合でも、十分な注意と必要な指導を継続する。
- ③ 自尊感情の向上、自己肯定感、自己理解、課題克服、自立への支援、人間関係の改善充実に向け支援する。
- ④ 就学すべき学校の指定変更、区域外通学の認可措置については、保護者の希望に応じて配慮する。

#### ◇いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間(少なくとも3か月)継続していること。  
ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを児童及び必要に応じて保護者との面談等により確認する必要がある。

#### (イ) 被害者の保護者への対応

- ① 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題を複雑化しないようにする。
- ② いじめの事実を正確に伝え、被害者を絶対に守るという学校の姿勢を示し、取組方針を具体的に伝え理解を得る。
- ③ 学校への要望や批判を謙虚に受け止め、改善を図ることができるように努める。
- ④ 家庭との連絡を密にする。

#### (ウ) いじめ加害者への指導・措置

- ① 言い逃れを許さず、事実確認を行い、事実をきちんと認識させる。
- ② 被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- ③ いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと謝罪させる。
- ④ 一定期間、特別の指導計画による指導を行う。
- ⑤ 場合によっては、出席停止の措置等毅然とした態度で指導する。これらの対応については保護者の協力、警察及び関係機関等との連携を行う。

## (エ) 加害者の保護者への対応

- ① 自分の子どもが起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、学校の取組方針を伝える。
- ② いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした姿勢で臨む。
- ③ 保護者としての責任の果たし方について学校も協力して考え、本人の立ち直りを目指す。
- ④ 自分の子どもの責任を十分認識させ、被害者に適切な対応がなされるように促す。

## (オ) いじめ観衆・傍観者への対応

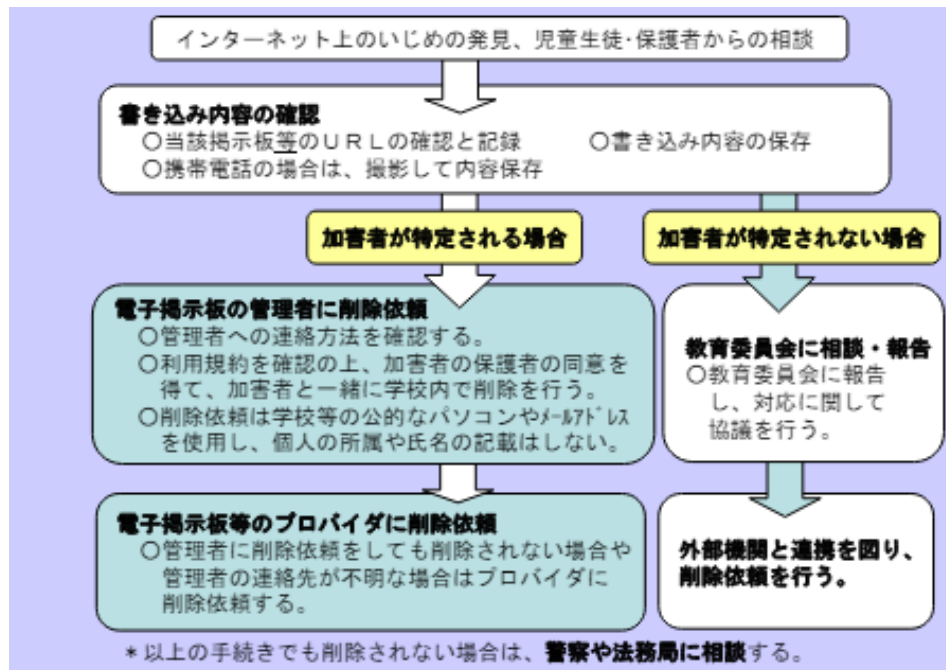
- ① 状況聴取の上、いじめの有無を確認し、他人事ではなく自分の問題として自覚させる。
- ② いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、教師の毅然とした姿勢を示す。
- ③ 観衆（いじめを強化する存在）・傍観者（いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- ④ いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ⑤ 情報提供した児童が、その後、情報元を特定され、そのことを責められたり次のいじめの対象とならないように、堅く秘密を守る。

## (カ) インターネット上のいじめ対応

### ◇「インターネット上のいじめ」の特徴

- ① 不特定多数の者から特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間に深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、簡単に加害にも被害者にもなってしまう。
- ③ 情報の収集や加工が容易にできることから、個人情報や画像がインターネットを通じて流出し、悪用されやすい。
- ④ 一度流出した情報は、回収することが困難となり、不特定多数のものからアクセスされる危険性がある。
- ⑤ 保護者や教師など周囲の大人が、子どものスマートフォン等の利用状況を把握できず、パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォンのメール等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくいため、発見は極めて難しく、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

## ◇電子掲示板等への誹謗・中傷等への対応



## ◇電子掲示板等での被害を防ぐために 児童への指導のポイント

- ① 電子掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではないことをしっかりと認識させる。
- ② インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ることや、電子掲示板への書き込みが原因で傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを認識させる。
- ③ 電子掲示板を含めインターネットを利用する際、利用のマナーを厳守することを指導する。

## ◇電子掲示板等での被害を防ぐために 学校・家庭で心がけること 〈4つの視点〉

- ・理解促進・実態把握
- ・報モラル教育の充実とルールの徹底
- ・未然防止・早期発見・早期対応
- ・いじめられた子ども等へのケア

### ① 家庭では

- ・スマートフォンやインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- ・子どものスマートフォンやインターネットの利用状況を把握する。
- ・スマートフォン等の必要性・危険性についてしっかり話し合う。持たせる場合は、家庭内のルールを決め徹底する。フィルタリングの設定をする。

### ② 学校では

- ・スマートフォンやインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- ・子どものスマートフォンやインターネットの利用状況を把握する。
- ・情報モラルの指導をより一層充実する。
- ・基本、学校には持ち込まないことも含め、学校でのスマートフォンの取り扱いに関するルールを策定し徹底する。
- ・家庭に対し、情報モラルについてしっかり話し合うことを啓発する。

### ③ 未然防止・早期発見・早期対応

- ・子どもが発する危険信号に十分留意し、把握するように努め、未然防止・早期発見のため、学校、保護者、地域の方々が連携を図り、学校非公式サイト等の巡回・閲覧活動に協力、実施していくことが重要である。
- ・学校は、誹謗・中傷を発見した場合には、被害児童や保護者に対して迅速かつ適切に対応する。被害児童へのきめ細やかなケアを保護者と連携して行うとともに、日頃から校内の相談体制の整備を図る。

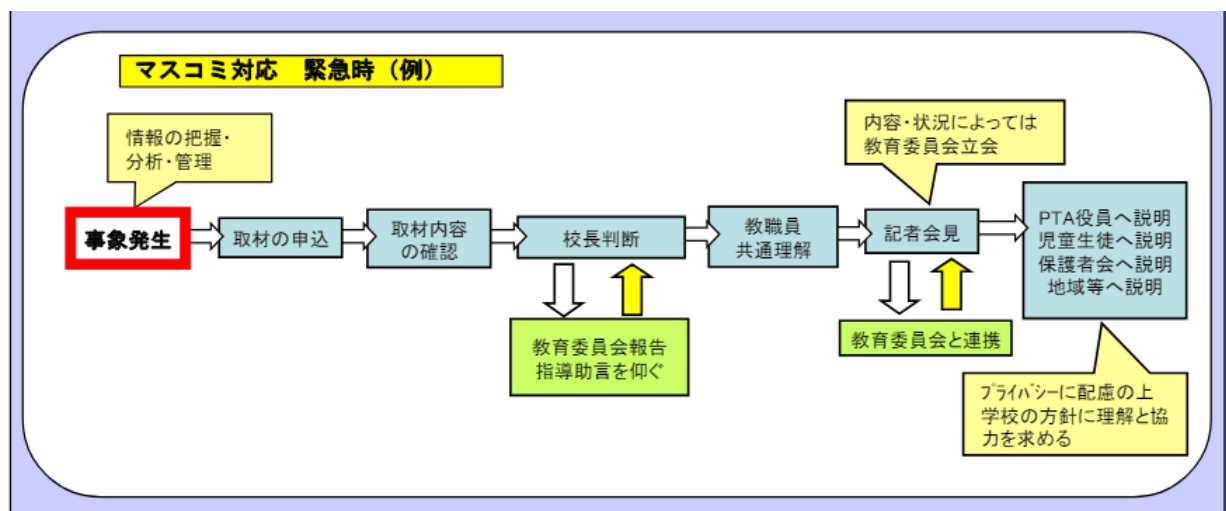
### (キ) マスコミ等への対応

マスコミ等への対応の基本は、市民に説明責任を果たすことであり、また、市民の疑問や不安に応えることである。学校は、その説明責任の義務を負っているということを自覚し、対応することが基本である。

- ◆ 聞かれたことについて、事実を正確に答える。
- ◆ 事象についての正確な情報の把握・分析・管理の一元化を図る。
- ◆ 取材内容については、教職員の共通理解を図る。
- ◆ 教育委員会と相談し対応する。

### 取材及び記者会見での留意点

- ① 学校の責任の所在を明確にし、説明できるように準備しておく。
- ② 市民に対して、説明責任を負っていることを自覚する必要がある。説明内容をよく吟味し、分かりやすい説明を行う。
- ③ 児童を混乱させないこと等、児童の学習環境の確保に努める。
- ④ 保護者・地域社会に学校に対する不信感を招かないよう、説明の時期・説明の場を用意する。
- ⑤ 教職員にマスコミへの公表内容と取材への基本姿勢を徹底する。
- ⑥ 学校・教育委員会が、マスコミに情報提供する場合は、同じ内容、同じ時期に提供する。
- ⑦ 資料の公開については、教育委員会等と事前に十分調整する。
- ⑧ 確実な事実のみを伝えることとし、あいまいな事や憶測では答えない。
- ⑨ 人権や個人情報の取扱いについては、十分留意する。
- ⑩ 失言や間違った情報を提供した場合は、誠実に謝罪・訂正する。
- ⑪ マスコミ報道が沈静化しても、事象の解決とは捉えない。



### 3 京田辺市教育委員会との連携

「京田辺市いじめ防止基本方針」 4 京田辺市教育委員会における取組による。

### 4 いじめ防止等のための組織の設置

「京田辺市いじめ防止基本方針」 5 いじめ防止等のための組織の設置による。

## 5 重大事案への対処

### (1) 重大事態の発見と調査

学校の解決を超えた事象（警察に被害届が提出されるケース等）は、警察等関係機関との連携をしっかりとる。被害者、加害者を含めた児童に対する心のケアを行う。

#### (ア) 重大事態の発見と調査

##### ① 重大事態の意味（法第28条第1項）

- ・「いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（児童が自殺を企図した場合等）
- ・「いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。）

##### ② 重大事態の報告

- ・学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。
- ・教育委員会から市長等に重大事態の発生を報告する。

##### ③ 調査の趣旨及び調査主体

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。以下のような場合には教育委員会において調査を実施する。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合。
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

##### ④ 調査を行うための組織

- ・学校が調査主体となる場合「校内いじめ対策委員会」とする。
- ・教育委員会が調査主体となる場合「京田辺市いじめ防止対策推進委員会」とする。

##### ⑤ 調査の実施

#### 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を事象に応じ、可能な限り網羅的に明確にし、記録する。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

## いじめられた児童からの聴き取り

- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査についての協議を行う。

### ⑥ 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報の提供を行うとともに教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。  
なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適に提供するものとする。
- ・調査結果の報告 調査組織の調査結果については、教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、市長に報告する。  
なお、説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

## (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (ア) 再調査

市長は、教育委員会又は小学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、組織を設置する等の方法により再調査を行うことができる。

この再調査等においては、当該重大事態の状況及び調査委員会等による調査結果を踏まえた調査方法等を決定の上、適切に調査を行うものとする。

また、市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

### (イ) 再調査の結果を踏まえた措置等

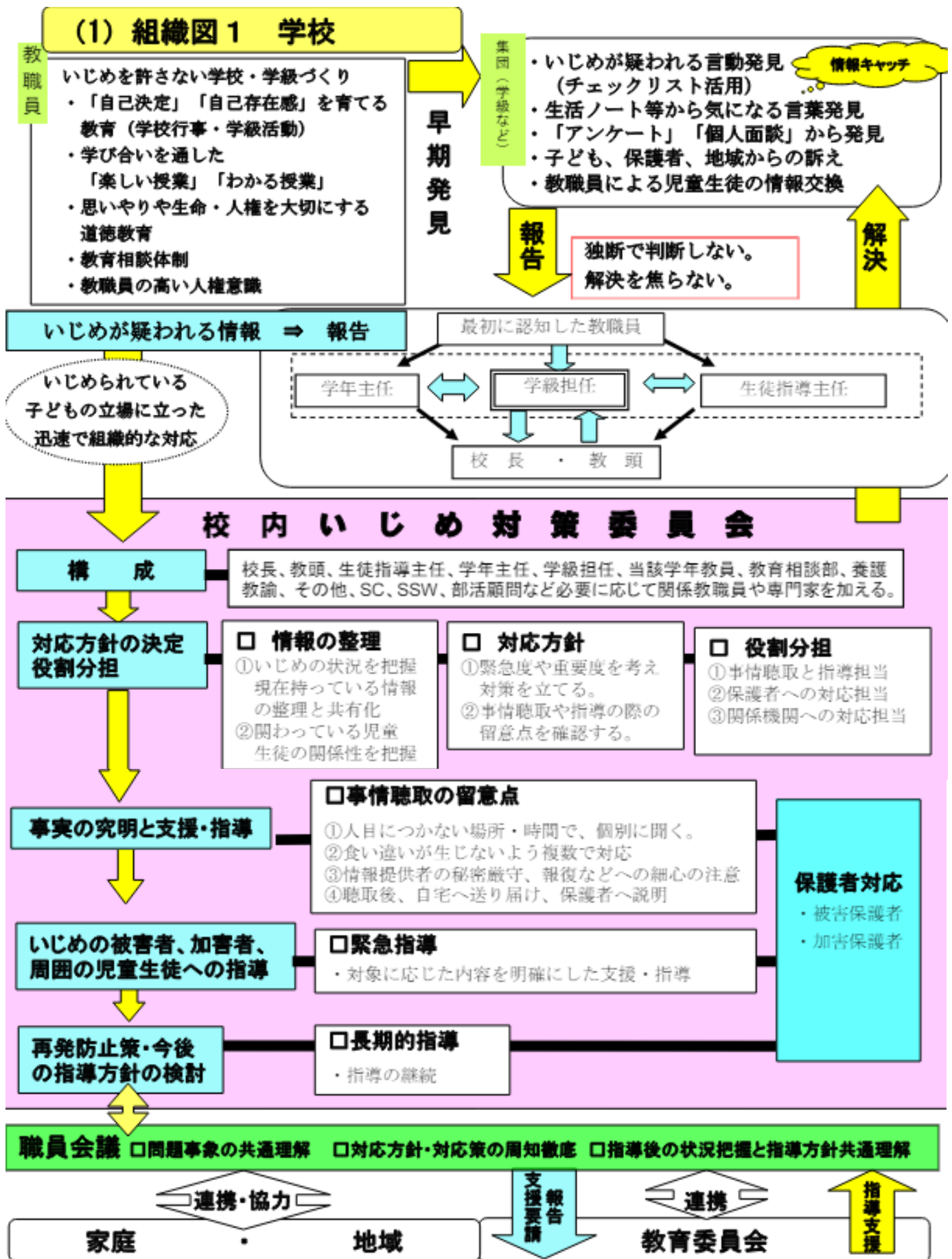
市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。(法第30条第5項)

### (ウ) いじめを受けた児童及びその保護者への再調査に係る情報提供

再調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係とその他の必要な情報について説明を行う。

### (エ) 再調査結果への議会への報告

市長は、再調査の結果について、議会に報告する。(法第30条第3項)



## 学校で見つけられるいじめのサイン (チェックリスト)

### 登校時・朝の会

- ◇ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校が増える。
- ◇ 浮かぬ顔、泣いたりしていつもと様子がちがう。
- ◇ 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- ◇ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- ◇ 持ち物の紛失が目立ったり、落書きされていたりする。
- ◇ 忘れ物が多くなり、学習意欲の低下が見られる。
- ◇ 特定の子の机、椅子、カバンなどが壊されたり散乱したりしている。
- ◇ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- ◇ 学用品の破損、教科書、ノート、机などに落書きがある。
- ◇ 席を替えられている。

### 授業中

- ◇ 一人遅れて教室に入ってくる。
- ◇ 頭痛、腹痛、吐き気を頻繁に訴える。
- ◇ 保健室によく行くようになる。
- ◇ グループ分けで孤立しがちである。
- ◇ 授業中、誤答に対して皮肉や笑いが繰り返り起こったり、正解に対して冷やかし、どよめきがあったりする。
- ◇ その子を褒めると嘲笑が起きたり、しらけたりする。
- ◇ 成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- ◇ その子の隣に誰も座りたがらない。
- ◇ 宿題や提出物の提出が遅れる。

### 休憩時

- ◇ 用事がないのに職員室の様子を伺ったり、うろうろしたりする。
- ◇ 休み時間、一人でトイレに閉じこもったり、教室や図書室に一人でポツンといる。
- ◇ 今まで一緒だったグループから外れている。
- ◇ グループのメンバーでないのに、トイレや空き部屋から一緒に出てきたりする。

### 給食時

- ◇ 同じグループなのに机を寄せて席を作ろうとしない。
- ◇ その子どもが配膳すると嫌がられる。
- ◇ 食べ物へのいたずら（盛り付けをしない、わずかの盛り付け、極端に多く盛り付け）
- ◇ 食欲が無い。
- ◇ 黙ってうつむいて食事している。

## 清掃時

- ◇ その子どもの机や椅子だけが放置されている。
- ◇ その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- ◇ みんなの嫌がる分担をいつもしている。
- ◇ 一人離れて掃除している。
- ◇ 目の前にごみを捨てられる。

## 放課後

- ◇ さっと下校する。またはいつまでも残っている。
- ◇ 玄関や校門付近で不安そうな顔でおどおどしている。
- ◇ みんなの持ち物を持たされている。
- ◇ 靴や傘など持ち物を紛失していたり、下駄箱にいたずらされる。
- ◇ 通常の通学路を通らずに帰宅する。

## 生活面全般

- ◇ 理由の分からない傷、こぶ、あざ、鼻血、怪我など、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と隠したりする。
- ◇ 人権を無視したあだ名（ばい菌、〇〇菌）が付けられしつこく言われる。
- ◇ 部活への参加を渋ったり、休みがちになったり、リーダーを突然やめたいと言い出す。
- ◇ 刃物など危険なものを所持している。
- ◇ 陰口、悪口が特定の子どもに集中する。
- ◇ 教師と視線をあわさない。話すとき不安そうな表情をする。
- ◇ 集金等の提出が遅れる。
- ◇ その子の椅子に誰も座らない。その子の椅子や机に触りたがらない。
- ◇ 服が破れたりボタンが取れたりしている。

## 家庭で見つけられるいじめのサイン (チェックリスト)

### いじめられる側のサイン

- ◇ 持ち物がなくなる、壊されている、傷つけられている、落書きされている。
- ◇ 服装が乱れ、汚れていたり、体に傷やあざがある。
- ◇ 泣きながら帰宅する。
- ◇ お金の使い方が荒くなる。
- ◇ 家庭から物品やお金を持ち出したり、お金をせびるようになる。
- ◇ 学校に行きたがらない。登校時刻になると体調不良を訴え、遅刻したり欠席したりする。
- ◇ 「転校したい」「学校を辞めたい」と言い出す。
- ◇ ぼんやりし、ふさぎこんで元気がなく表情が暗くなる。
- ◇ 不機嫌になったり、当り散らしたり、ため息をついたり、涙を流したりするなど、情緒が不安定になる。
- ◇ 寝つきが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- ◇ 外に出たがらず、部屋に閉じこもりがちになる。
- ◇ 親に隠し立てをしたり、家族から話しかけられるのをいやがる。
- ◇ 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- ◇ お風呂に入りたがらなくなったり、裸になるのを嫌がる。
- ◇ 不快なあだ名がつけられている。
- ◇ 電話に敏感になる。
- ◇ 友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。
- ◇ 親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ◇ 言葉使いが荒くなり、親兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりしたりする。
- ◇ 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- ◇ 不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- ◇ 成績が下がる。
- ◇ 先生や友だちを批判する。
- ◇ 親の学校への出入りを嫌う。
- ◇ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ◇ 自己否定的言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。

### いじめる側のサイン

- ◇ 言葉づかいが荒くなる。
- ◇ 言うことをきかない。
- ◇ 人のことをばかにする。
- ◇ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ◇ 与えたお金以上のものを持っている。
- ◇ おこづかいでは買えないものを持っている。